

# 由利本荘市総合評価落札方式試行実施要綱

平成21年8月6日

改正 平成22年10月7日 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事について総合評価落札方式を試行するに当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、入札者から企業の施工実績等、配置予定技術者の能力、その他（地域要件）を評価し（以下「評価点」という。）、入札者に工事価格及び評価点をもって申し込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、条件付き一般競争入札に付する建設工事とする。

2 次の各号に掲げるものは、この要綱で定める入札の対象としない。

- (1) 緊急を要する工事
- (2) 専門性を有する等により、施工及び履行できる者が限られる工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札で行うのが適切でないと認められる工事

3 対象工事を発注する場合は、指名審査調整会議の審議を経て決定するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ対象工事の選定に関して、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(実施対象及び評価基準の決定)

第4条 実施対象及び評価基準の決定は、指名審査調整会議が行うものとする。この場合において、市長は、あらかじめ実施対象及び評価基準に関して学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市に入札参加資格申請書を提出し、受理されていること。
- (3) 当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。

- (5) 本市の指名停止期間中でないこと。
- (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、建設工事ごとに定める条件を満たすこと。

(入札案件の公表)

第6条 市長は、対象工事を発注する場合においては、あらかじめ次に掲げる事項を市ホームページ又は総務部契約検査課等において公表するものとする。

- (1) 入札に付する建設工事の名称、施工・履行場所、工期、入札参加条件、予定価格
- (2) 入札参加申込等
- (3) 入札執行の日時、場所、入札保証金、契約日等
- (4) 入札方法
- (5) 入札の無効
- (6) 設計図書の頒布等
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(設計図書等の閲覧)

第7条 設計図書等の閲覧は、市ホームページ又は総務部契約検査課等において行うものとする。

2 設計図書等の複写を希望する者は、実費をもって複写することができるものとする。

(入札金額見積内訳書の提出)

第8条 市長は入札に際し、市建設工事等入札、契約制度に関する要綱（平成17年由利本荘市告示第21号）第41条第1項に規定する見積内訳明細書を提出させるものとする。

(総合評価の方法)

第9条 評価点の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 評価の対象とする要件については、当該工事の目的及び内容に応じ、必要な評価項目を設定し、各項目ごとに評価に応じて得点を与えるものとする。
- (2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点と入札参加者の工事成績や技術提案等から算定した評価点を総合した評価点（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

(落札者の決定方法)

第10条 落札者の決定については、入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、次に掲げる要件に該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした要件における最低限の要

求要件をすべて満たしていること。

- 2 総合評価点の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(苦情の申立)

第11条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日（由利本荘市の休日を定める条例（平成17年由利本荘市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により市長に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

- 3 前項の回答を受理した者で回答による説明になお不服があるものは、当該回答を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により市長に対して再苦情申立を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則（平成22年10月7日）

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。